

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
休みの日  
に当りそ  
の翌日)

## ◇選管告示

### 鳥取県議会の補欠選挙の実施

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補  
欠選挙における選挙長等の選任

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補  
欠選挙における選挙長が事務を行う場所

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補  
欠選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補  
欠選挙に用いる投票用紙の様式

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補  
欠選挙における立会演説会の開催計画

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補  
欠選挙における立会演説会の演説の順序を決定するくじ  
を行う日時等

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補  
欠選挙における選挙会の場所等

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補  
欠選挙において候補者一人につき選挙運動に關して支出  
できる金額

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙及び  
これと同時に執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙における  
投票及び開票の順序

### 目次

◇鳥取県議会議員補欠選挙境港市選挙区選挙長告示 昭和四十九年三  
月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙において  
候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人  
を超えるとき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員補欠選挙東伯郡選挙区選挙長告示 昭和四十九年三  
月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙において  
候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人  
を超えるとき等のくじを行う場所等

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第三項及び第百十九  
条第一項の規定に基づき、鳥取県議会の議員の補欠選挙を昭和四十九年三  
月二十四日に行う鳥取県知事の選挙と同時にを行うので、同法第三十四条第  
六項の規定により告示する。

なお、鳥取県議会の議員の補欠選挙を行うべき選挙区及び選挙すべき議  
員の数は、次のとおりである。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

鳥取県議会の議員の補欠選挙を行うべき選挙区及び選挙すべき議員の数

境港市選挙区 一人

東伯郡選挙区 一人

### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙における

選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

選挙区	選 挙 長		選挙長の職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
境港市	境港市末広町 六八番地	由木 末雄	境港市福定町 二八五ノ一番地	池田 弘
東伯郡	倉吉市天神町 七〇二番地	進木 進	鳥取市叶一八六番地	北浦 基義

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

選挙区	場	所
境港市	境港市上道町一、六〇〇番地	境港市役所
東伯郡	倉吉市巖城二七九番地	鳥取県中部総合事務所

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙に用いる投票用紙の様式を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり定める。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

折目

折目

備考

2 1 用紙は、黄色とし、文字は赤色のインクで印刷する。  
鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

鳥取県議会議員補欠選挙投票	
鳥取県選 挙管 理 委 員 会 印	

こうほしやしめい 候補者氏名	○ ちゅう 注 意 一 こうほしやしめい 候補者の氏名は、欄内に一人書こと。 二 こうほしやしめい 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
-------------------	--

表

裏

鳥取県議会議員補欠選挙投票	
鳥取県選 挙管 理 委 員 会 印	

--

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙における立会演説会の開催計画を鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号）第三条第一項及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同条例同条第一項の規定により告示する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 立会演説会の方法

班別編成の方法による。

二 立会演説会を開催すべき日時及び会場

境港市選挙区

月 日	曜日	時 間	開催市	会 場
三月 十七日	日	十三時三十分	境港市	境小学校
三月 十九日	火	十九時三十分	"	大祥寺
三月二十一日	木	十九時三十分	"	中浜小学校

東伯郡選挙区

月 日	曜日	時 間	開催町村	会 場
三月 十七日	日	十三時三十分	三朝町	三朝町山村開発センター
		十九時三十分	東郷町	東郷町老人福祉センター
			東郷町	東郷町老人福祉センター

月 日	曜日	時 間	開催市	会 場
三月 十八日	月	十三時三十分	泊村	泊村役場
		十九時三十分	羽合町	羽合西小学校
三月 十九日	火	十三時三十分	北条町	北条町公民館
		十九時三十分	大栄町	大栄町中央公民館
三月二十日	水	十三時三十分	東伯町	東伯町中央公民館
		十九時三十分	赤碕町	赤碕町農業管理センター
三月二十一日	木	十三時三十分	関金町	関金町中央公民館

三 一回の立会演説会において演説することができる候補者の数及び演説の時間

候補者の数 六人以内

演説の時間 一の班に属する候補者の数が三人以内の場合 四十分

" 四人以上の場合 三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙における立会演説会において、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号）第五条第二項に規定する各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程（昭和四十二年三月鳥取県選挙管理委員会規則第一

号) 第六条の規定により告示する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

選挙区	日	時	場	所
境港市	昭和四十九年三月十三日午後五時十分		境港市上道町一六〇〇番地	境港市役所
東伯郡	昭和四十九年三月十三日午後五時十分		倉吉市巖城二七九番地	鳥取県中部総合事務所

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により告示する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

選挙区	場	所	日	時
境港市	境港市上道町一、六〇〇番地		昭和四十九年三月二十七日午後二時	
東伯郡	倉吉市巖城二七九番地	鳥取県中部総合事務所	昭和四十九年三月二十七日午後一時	

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十四条の規定により候補者

一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は次のとおりであるので、同法第九十六条の規定により告示する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

選挙区	候補者一人につき支出することができる金額
境港市	六三五、三〇〇円
東伯郡	五九八、三〇〇円

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事の選挙及びこれと同時に執行する鳥取県議会の議員の補欠選挙において、投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十二条の規定によって次のとおり定める。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 投票の順序

(一) 鳥取県知事選挙の投票

(二) 鳥取県議会議員補欠選挙の投票

二 開票の順序

(一) 鳥取県知事選挙の開票

(二) 鳥取県議会議員補欠選挙の開票

鳥取県議会議員補欠選挙境港市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員補欠選挙境港市選挙区選挙長告示第一号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙において、候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県議会議員補欠選挙境港市選挙区選挙長 由 木 末 雄

- 一 場所 境港市上道町一、六〇〇番地 境港市役所
- 二 日時 昭和四十九年三月二十一日 午後五時十分

鳥取県議会議員補欠選挙東伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員補欠選挙東伯郡選挙区選挙長告示第一号

昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会の議員の補欠選挙において、候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又

は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十九年三月十二日

鳥取県議会議員補欠選挙東伯郡選挙区選挙長 進 木 進

- 一 場所 倉吉市巖城二七九番地 鳥取県中部総合事務所
- 二 日時 昭和四十九年三月二十一日 午後五時十分

昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】